

企画提案公募型事業者選定実施要領

中野区立キッズ・プラザ及び学童クラブ運営業務委託

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ・ 募集告知 | 令和7年9月 2日（火） |
| ・ 参加表明書等提出期限 及び 質問受付期限 | 令和7年9月16日（火）午後3時 |
| ・ 応募資格審査結果通知 及び 質問に対する回答 | 令和7年9月25日（木）（予定） |
| ・ 企画提案書等提出期限 | 令和7年10月2日（木）午後3時 |
| ・ 応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知 | 令和7年10月上旬 |
| ・ 現地調査の実施 | 令和7年10月上旬～中旬 |
| ・ ヒアリング審査の実施 | 令和7年10月下旬 |
| ・ 選定結果通知予定時期 | 令和7年11月下旬（予定） |
| ・ 契約締結予定時期 | 令和8年4月（予定） |

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所8階

中野区総務部契約課契約係

電話 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス

keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

中野区では、利用時間の延長など学童クラブ事業の充実を図るため、全ての区立学童クラブについて、業務委託による運営を行っている。また、全ての小学校での展開を予定している「キッズ・プラザ」（学校施設内における全児童対応事業）は、現在までに14か所の小学校に設置し、小学生がのびのびと交流し、豊かな体験をする遊び場づくりを進めている。

今回、受託者の再選定を行う3か所のキッズ・プラザ（併設学童クラブを含む）について、企画提案公募型事業者選定の方法により、運営能力や信頼性及び参考見積価格等を総合的に評価することにより、効率的で質の高いサービスを提供できる運営事業者を選定する。

2 委託内容

中野区立キッズ・プラザ及び学童クラブ運営業務委託（詳細は、別添仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

3 本件で委託するキッズ・プラザ及び学童クラブ ※各施設の概要は資料1から資料3までのとおり

- ①中野区立キッズ・プラザ緑野（緑野学童クラブ含む）
：丸山1-17-1 緑野小学校内
- ②中野区立キッズ・プラザ谷戸（谷戸学童クラブ含む）
：中野1-26-1 谷戸小学校内
- ③中野区立キッズ・プラザ中野第一（中野第一学童クラブ含む）
：本町3-16-1 中野第一小学校内

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 本業務委託契約は、単年度の契約とするが、その履行状況が良好であると区が判断した場合は、次年度以降についても契約を更新する場合がある。

※ 最大4回まで更新が可能であるが、今後の施設計画により、更新回数が限定される場合がある。

5 委託料

(1) 委託料の参考基準価格は、下記のとおりとする。

本応募にあたり、提出された見積書の金額が次表に示す参考基準価格（税抜き価格）を超えている場合は失格とする。

キッズ・プラザ（併設学童クラブを含む）1か所あたり

(通年、学童クラブ2支援単位を想定)

人件費	管理・運営費	参考基準価格
44,384,000円	10,931,000円	55,315,000円 ※

※税抜き価格

※放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（放課後児童健全育成事業実施要綱に定める「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を指す。）は、上記委託料に含めること。

※放課後児童支援員等処遇改善事業〔放課後児童健全育成事業実施要綱に定める「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）」を指す。〕は、別途加算とする。

(2) 学童クラブの支援単位の増による委託料（上記想定は2支援単位）

実際の受託対象が3支援単位となった場合は、契約締結候補者の決定後、別途参考見積を徴し決定する。なお、その場合の参考見積は、常勤職員1名分及び非常勤職員2名分の各人件費並びにおよつ代相当分（40人分）を増額したものを提出すること。

(3) 特別支援の加算措置

業務委託契約にあたっては、特別な支援が必要な学童クラブ利用児童の在籍状況に応じて、次表のとおりその対応のために必要となる専任児童指導員配置加算を行う。

参考基準価格（消費税非課税）
児童指導員1人につき 月額 170,000円

(4) 活動場所の分散に対応する学童クラブ連絡調整補助指導員の加算措置

待機児童が特に多く発生し、学校の空きスペース等を活用する場合は、児童の安全安心を確保するために必要となる連絡調整補助指導員配置加算を行う。

参考基準価格（消費税非課税）
1施設につき 月額 170,000円

(5) 授業のない土曜日や学校休業日等における早朝開設に係る加算措置

授業のない土曜日や学校休業日等において、午前7時30分から午前8時までの時間帯に開設を行った場合は、当該開設日数に応じて、以下のとおり人件費を支払う。

参考基準価格（消費税非課税）
1施設につき、
利用児童40名以下の場合 日額4,400円
利用児童80名以下の場合 日額8,000円

(6) 留意事項

- ① 本事業に関する予算については、議会の議決を得られることを条件として事業計画を定め、事業者選定を進めている。そのため、議決を得られないときには、委託を行わない場合がある。
- ② 参考基準価格は、区が受託事業者に支払う令和8年度委託料の上限額である。あくまでも評価の算定の際の参考基準額とするものであり、令和8年度の予算が確定した段階においては、実際の委託料が参考基準価格を下回る場合がある。

6 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、参加表明日及び参加申込日現在において、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合、または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 令和7年4月1日現在、東京都内又は近隣県（埼玉、千葉、神奈川）内において学校内における全児童対応事業（放課後子ども教室推進事業等）及び同一敷地内にて学童クラブ（放課後児童健全育成事業）を運営しており、かつ、東京都内又は近隣県（埼玉、千葉、神奈川）内において前記事業について1年以上の運営実績があること。
※ 受託実績を証する契約書の写し等の書類を添付すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- (4) 中野区競争入札参加資格有資格者指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合は失格とする。
- (5) 中野区契約における暴力団等排除措置要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) ISO27001 またはプライバシーマークを取得していること。

7 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（LoGoフォーム）により申し込むこと。

- (1) 提出書類（データ）及び提出期限

		提出書類（データ）		書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加 表明 時	必 須	①	参加表明書	様式1号	PDFファイルを 電子添付	令和7年9月16日(火) 午後3時
		②	事業者申告書	様式2号		
		③	業務実績等調査票	様式3号		
		④	ISO27001 またはプライ バシーマーク認証の写し			
	任 意	※	質問書 (ある場合のみ)	質問書様 式	Excelファイ ルを電子添付	
イ 参加 申込 時	必 須	⑤	参加申込書	様式4号	PDFファイルを 電子添付	令和7年10月2日(木) 午後3時
		⑥	企画提案書（表紙・本文）	様式5号		
		⑦	見積書	様式6号		

- (2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出してください。

ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（LoGoフォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類PDF添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（**窓口、郵送、FAXまたは電子メールによる提出は不可**）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」：

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html>

（右の二次元コードからアクセス可→）



◆受付期間：令和7年9月2日（火）

～令和7年9月16日（火）午後3時必着

なお、参加表明にあたっては、応募者の代表者印を確認するために、東京都電子自治体共同運営電子調達サービス受付票（**印鑑証明書を含む**）のPDFファイルを添付すること。

イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和7年10月2日（木）午後3時必着

ウ なお、失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。令和7年9月26日（金）までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課（電話：03-3228-8903）へ連絡すること。

(3) 注意事項

- ① 所定の様式は、中野区ホームページからダウンロードして作成すること。
- ② 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。
- ③ 参加表明書の提出がない場合は、参加申込をすることができない。
- ④ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。
- ⑤ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。
- ⑥ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。
- ⑦ **本案件は中野区公契約条例適用対象となる予定である。同条例並びに同施行規則を遵守すること。その他詳細については、中野区ホームページ「中野区公契約条例について」に掲載している手引き等を参照すること。なお、令和8年度の労働報酬下限額は決定していないため、今年度の労働報酬下限額1,380円を参考に、金額の変更があることを前提に、見積書を作成すること。提示された見積金額を後から変更することはできない。**

(4) 企画提案書作成上の注意事項

- ① 企画提案書は、前記「3 本件で委託するキッズ・プラザ及び学童クラブ」（1ページ）に記載する個々の施設事業のいずれか、または、複数の施設事業を選択して企画提案を行うものではなく、一つのキッズ・プラザ（**通年委託、2支援単位の併設学童クラブを含む**）業務を受託することを前提として作成すること。
- ② **「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供する。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。**
- ③ 企画提案書は、様式5号を使用し、**応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。**例えば、応募者の職員氏名、応募者が受託している業務実績などの記述も含まれる。

また、特段指定をするもの以外に固有名詞などの記載や個人を特定できるような写真（会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真なども含む）の掲載は控えること。

なお、そのような記載があった場合は、受理しない。

- ④ A4判縦左綴じ、文字の大きさは10.5以上～12ポイント、本文13ページ以内とし、ページ番号を付番すること。
- ⑤ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。
- ⑥ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

(5) 提出書類の審査

前記(2)によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

ア 電子申請サービス（Log oフォーム）により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「6 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。

応募資格審査結果は、令和7年9月25日（木）までに電子メールにより通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

イ 上記アの通知後、電子申請サービス（Log oフォーム）により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を電子メールにより通知する（令和7年10月上旬予定）。

なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

8 質問及び回答

(1) 質問方法（質問がある場合のみ）

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「7（2）ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス（Log oフォーム）に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

(2) 質問期間

令和7年9月2日（火）から令和7年9月16日（火）午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答を取りまとめた上で、令和7年9月25日（木）までに、前記「7（5）ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

9 現地調査の実施

この事業者選定への参加事業者について、運営中の学校内における全児童対応事業及び学童クラブの現地調査を実施する。

具体的な日時、調査場所等については、参加申込書を受け付け後、別途調整する。

○実施予定日 令和7年10月上旬～中旬

10 ヒアリングの実施

参加申込を行った事業者について、企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

(1) ヒアリング実施通知の発送日（予定）

10月上旬

(2) 実施予定日

令和7年10月下旬

(3) 場所

中野区役所（中野区中野4-11-19）

なお、詳細は前記（1）の通知により確認すること。

11 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき、下記審査基準により審査し、応募者の運営能力、信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別表「評価基準表」のとおり

※応募者が10者を超えた際は、まず「企画提案力」及び「提案内容」を評価する書類審査（配点70点、別表別紙2参照）を実施し、書類審査における評価点合計の上位数者に絞り、その後の「ヒアリング」、「現在の運営状況」、価格点等の審査を実施する場合がある。

評価点合計 148点

①応募者の運営能力 130点				②信頼性・社会性 8点	③価格点 10点
実績	運営状況	企画提案	ヒアリング		
3点	45点	70点	12点		

※ 価格点 = $50 \times (1 - \text{見積額} / 55,315,000 \text{円 (参考基準価格)})$

ただし、価格点上限は10点とする。

(3) 失格とする場合

前記「7 応募資格」（3ページ）の要件を満たさなくなった場合や「5 委託料」の見積額が参考基準価格を超えている場合のほか、企画提案に係る書類審査（配点70点）において評価点合計が30点未満であるか、若しくは、指定項目（別紙2「企画提案等による評価基準」の「評価項目詳細/評価の視点」欄に★印を付した13項目）について、評価点が1点未満の項目数が3項目以上である場合は、失格とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、ヒアリング審査を受けた全参加申込者に対して、令和7年11月下旬（予定）に書面で通知する。

(5) 契約締結候補者の決定

- ① 契約交渉順位に従い、最上位者が前記「3 本件で委託するキッズ・プラザ及び学童クラブ」（1ページ）に記載する、3キッズ・プラザ（併設学童クラブを含む）から2施設を限度として選択する。
- ② 第2順位者が、その時点で選択されていないキッズ・プラザ及び学童クラブの中から、①と同様の手順で施設の選択を行う。
- ③ 第3順位以下の者も、②と同様の手順で施設の選択を行う。ただし、上位者による選択状況によっては、全ての施設が選択され、これを選択できない場合がある。

- ④ 全ての順位者の選択が終了しても選択されていない施設がある場合、再度交渉順位最上位から選択を行う。その際、1事業者が上記①～③を除き2施設まで受託することができる。

12 審査結果の公表

審査結果については、応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積額についてインターネット上にて公表する。

13 移行準備期間中の対応事項

(1) 現状等の把握

受託予定事業者（契約締結候補者）は、運営移行までの間、随時行う準備会議のほか、行事見学、学校や地域との協力関係の継続確保、地域状況の把握など、必要な準備に努めること。

(2) 説明会等への出席

受託予定事業者は、受託開始までの間、地域や保護者との説明会等に参加し、円滑に運営委託を開始できるように努めること。

(3) 準備委託契約に関すること

業務内容の移行が円滑に図れるよう、区と受託予定事業者間において、別途準備委託契約を2か月程度締結する。

※ 選定の結果、引き続き現在の事業者が受託予定者となった場合、準備委託契約は行わない。

14 キッズ・プラザ及び学童クラブ運営にかかる委託開始後の区の業務

区はキッズ・プラザ及び学童クラブの施設を管理し、次の業務を行う。

- (1) 施設、付帯設備及び備品の維持管理
- (2) 学童クラブの利用申請等にかかる事務
- (3) 保育料の徴収等

15 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

① 提出期限後の提出書類の差替え又は再提出は原則認めない。

② 提出書類の返還は行わない。

③ 区は、提出された書類について、この事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例の規定に基づき公開する。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「7参加申込方法(4)企画提案書の作成における注意事項」に記載したとおり、審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

④ 区は、本事業者選定に必要な範囲内で提出書類等を複写することがある。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

(5) 提出された書類に重大な不備、虚偽記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

16 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所8階窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

電話 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp